

佐賀県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に基づく障害福祉サービス等の公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本要綱に基づく情報公表の事務の実施主体は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った知事とする。

ただし、市町長から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者が提供する指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町を管轄する知事とする。

(基準日)

第3条 本要綱に基づく報告の基準日は、毎年度4月1日とする。

(実施期間)

第4条 本要綱に基づく報告の実施期間は、毎年度4月1日から1年間とする。

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

- 2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(報告の方法)

第6条 本要綱に基づく報告の方法は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）により知事に報告することとする。

ただし、公表システムにより報告できない等、やむを得ない事情がある場合は、文書等による報告も可能とする。

(報告の開始日)

第7条 本要綱に基づく報告の開始日（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）は、以下のとおりとする。

- (1) 基準日より前に、指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告を求める年度（以下、「報告年度」という。）の5月初日
- (2) 基準日以降に、指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の開始日は、指定障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(報告の期限と公表の時期)

第8条 本要綱に基づく報告の期限及び公表の時期（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）は、以下のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

| 報告の期限 | 公表の時期 |
|-----------|-----------|
| 報告年度の7月末日 | 報告後、2か月以内 |

- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

| 報告の期限 | 公表の時期 |
|----------------|-----------|
| 指定を受けた日から1か月以内 | 報告後、1か月以内 |

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内とし、毎年度、事業所から報告を受けた情報を属性等に依りてグルーピングした分析結果を公表するものとする。

(情報公表の対象サービス)

第9条 情報公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

- (2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援

- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを

除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の内容)

第10条 本要綱に基づく報告の内容は、以下のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(障障発 0901 第1号令和7年9月1日最終改正) 別添1 基本情報及び別添2 運営情報並びに別添3 経営情報

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(障障発 0901 第1号令和7年9月1日最終改正) 別添1 基本情報

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、事業者は、当該事項の修正又は変更があったとき、公表システムを通じて、速やかに知事に報告を行うものとする。

2 前項以外の情報については、年1回の定期的な報告を行うものとする。

(調査の実施)

第12条 知事は、事業者が公表した障害福祉サービス等情報について、必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定に基づく調査を実施することとする。

(情報の公表)

第13条 知事は、本要綱に基づき事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には当該調査結果についても公表する。また、知事は障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

2 知事が行う情報の公表方法は、インターネットによるものとする。

3 知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(相談及び苦情等の対応)

第14条 本要綱に基づく公表情報に係る苦情等の対応窓口は、佐賀県健康福祉部障害福祉

課指導担当とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。